

令和6年度 集団指導資料 (長寿社会課介護保険係)

～ 内 容 ～

1. 令和5年度の運営指導における指摘を踏まえた各種加算等の今後の対応について.....	2
2. 過誤調整の期間および高額介護サービス費の確認について.....	3
3. 介護給付費適正化事業における点検の実施.....	4
4. 事故報告についての注意事項.....	5
5. 介護保険に係る質問時の留意点及び提出先.....	6
6. その他の事項.....	7
(1) 業務管理体制について.....	7
(2) エイジフレンドリー補助金について.....	7
(3) 新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱いの廃止について.....	7
(4) 利用者への給付費通知の送付終了について.....	8
(5) 長寿社会課へのメールの受付内容および宛先アドレス.....	8

1. 令和5年度の運営指導における指摘を踏まえた各種加算等の今後の対応について

令和5年度の運営指導の結果、複数の介護老人福祉施設において「看取り加算の算定」に関して要件を満たしていないことの指摘がありました。

また、当該加算以外の加算の算定に関しても要件を満たしていないとの指摘を受けたものや、人員基準欠如減算の必要性を確認するよう指摘を受けたものが見受けられました。

これらのことを踏まえ、各事業所におかれては、次の点についてあらためて十分確認していただき、加算算定並びに介護報酬の請求手続きを行っていただくようお願いいたします。

- ★ 各種加算の算定に際しては、算定に関する要件を十分に確認し、要件を満たしている場合もしくは満たすことが見込まれる場合、必要な手続き等を踏まえた上で、算定することとしてください。
- ★ 前年度までの運営指導等において加算算定に関する算定要件を満たさないなどの指摘を受けたもの、及び6年度の運営指導において同様に指摘を受けたもので、明らかに過誤が必要なものはもちろんのこと、自己点検を踏まえ対応するものについても、必要なものについては、過誤調整として対応してください。

また、過誤調整に係る取扱いの期間等については次の「2. 過誤調整の期間および高額介護サービス費の確認について」で詳細を示しておりますので、ご確認ください。

適正な介護報酬請求のために、加算や減算に関する算定要件に係る基準（算定基準等の告示）および取扱い（留意事項通知、関連事務連絡、各Q&A）ならびに必要な各種文書等および特殊事情などの記録の整備について、定期的に確認をお願いします。

なお、別紙「令和6年度介護報酬改定事項抜粋」に、サービスごとに留意すべき加算等の資料の参照部分を抜粋して整理していますので、ご確認ください。

2. 過誤調整の期間および高額介護サービス費の確認について

※ 別紙資料あり

事業所において、介護報酬請求後に請求内容に誤りが見つかった場合や、運営指導等において、加算の算定要件を満たさない事案が判明した場合には、保険者に対して過誤調整の申し出を行い、長崎県国民健康保険団体連合会においての審査取消しの後の事業所に対する決定通知を受けて、正しい内容で再請求を行う必要があります。

この過誤調整の期間については、国から介護報酬の請求等の消滅時効について通知されています。

すでにご存じのこととは思いますが、改めてご確認いただくとともに、過誤調整を行う場合には参考にさせていただくようお願いします。

過誤調整の種類	期間	時効の起算日	根拠法令	法令の内容
事業所において請求額に不足（請求漏れ）があった場合 （増額請求）	2年間	（代理受領の場合） サービスを提供した日の属する月の翌々月の1日	介護保険法 第200条 第1項	（時効） 第200条 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、これらを行行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅する。
事業所において請求額が超過（請求し過ぎ）していた場合 （減額請求） （総合事業は増額請求もこちらを適用）	5年間		地方自治法 第236条 第1項	（金銭債権の消滅時効） 第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

（注意）高額介護サービス費に関する確認について

介護給付費を返金する過誤調整依頼を行う際に、「高額介護サービス費の返金」の確認が必要な場合がありますので、必ず事前に担当者（長寿社会課介護保険係）に、ご相談をお願いします。

3. 介護給付費適正化事業における点検の実施

佐世保市では、地域支援事業の一環として、介護給付費適正化事業（介護保険法第115条の45第3項第1号）を実施しています。

実施の詳細については、対象事業所等へ連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。

- 市が実施する点検について

次の内容について、適宜、照会や資料提出などをお願いしています。

- 縦覧点検等 ————— 複数月の介護報酬請求書データによるもの
 - ◇ 国民健康保険団体連合会が実施している点検を補充するもの
- ケアプラン点検 — 居宅サービス計画書等一式によるもの
 - ◇ 短期入所利用延長申請時および生活援助の提供回数に係る届出時の適宜のケアプラン点検に加え、住宅改修、福祉用具貸与等の点検についても新たに実施するもの

- 連絡メールアドレス

点検について、ご連絡やご質問等の際には、次のメールアドレスへお願いします。

アドレス：careplan@city.sasebo.lg.jp

※ 長寿社会課に登録されている事業所のメールアドレスに変更がある場合は、上記アドレスへ新しいメールアドレスをお知らせください。

4. 事故報告についての注意事項

● 報告時の個人情報の取扱い

事故報告書を提出する際に、メールの誤送信等による個人情報漏洩を防止するために、つぎの点にご注意ください。

1. (1)「メール件名」、(2)「メール本文」および(3)「事故報告書のファイル名」に個人の氏名を入れないでください。
 - (1)「メール件名」、(3)「事故報告書のファイル名」は、次の形式でお願いします。
 - ◇ 事故発生日(R+数字6桁)+法人名+事故報告
 - (例) R060401□□会事故報告
2. 事故報告書には対象者の氏名ではなく、介護保険の被保険者番号を記入してください。
3. 家族について記載する場合は、氏名ではなく続柄などを使用してください。
(例) 長男、長女

● 報告対象

1. 死亡に至った事故
2. 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
3. 感染症、食中毒及び結核
 - ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ. 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
4. 従業員の法令等違反、不祥事等（利用者の処遇に影響があるもの）虐待、預かり金の横領・紛失、書類紛失、送迎時の交通事故等
5. その他、報告が必要と認められるもの
利用者の行方不明、自然災害、火災、盗難等の発生により利用者に影響のあるもの

● 提出先メールアドレス

次のアドレス(令和5年4月変更)へ事故報告書をメールで送信してください。

アドレス：careplan@city.sasebo.lg.jp

- 事故報告書様式

佐世保市ホームページに掲載している様式（令和6年7月更新版）を使用してください。

ホーム＞事業者の方へ＞介護・高齢福祉＞各種様式

＞【様式】介護保険施設等における事故の報告様式等について

5. 介護保険に係る質問時の留意点及び提出先

- 質問時の留意点

1. 佐世保市ホームページの「お問合せ」からではなく、下記のページの質問票をご使用ください。
2. ご質問の際は、書籍やホームページ等で、各基準や通知等の事前確認をお願いします。
3. 質問者の見解、参照した資料等の欄への記入をお願いします。
（書籍の名称○年度版の○○ページ、ホームページの掲載者名と記事タイトル等）
4. 参考資料等がある場合は添付してください。
5. サービスの種類は、介護保険法上の名称を記入してください。
6. ご質問の内容により質問票の提出先が異なりますので、具体的には佐世保市ホームページの下記ページをご確認ください。
7. ご質問の内容によって、回答までに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ [佐世保市ホームページ]

ホーム＞事業者の方へ＞介護・高齢福祉＞事業者へのお知らせ

＞介護保険事業サービスに関する質問等の取扱いについて（お願い）

- 提出先メールアドレス

長寿社会課が担当する質問内容の提出先メールアドレスにつきましては、次のとおりです。（令和5年4月変更）

アドレス：careplan@city.sasebo.lg.jp

6. その他の事項

(1) 業務管理体制について

全ての介護サービス事業所において、業務管理体制に関して整備をする必要があります。

未整備の事業所におかれましては、長寿社会課介護保険係までご連絡をいただきますようお願いいたします。

また、既に業務管理体制の届け出をされている事業所においても、届け出内容に変更がある場合は届け出が必要です。

未提出・未対応の事業所においては早急にご連絡をお願いします。

(2) エイジフレンドリー補助金について

介護サービス事業所における高齢労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、並びに労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金制度が設けられていますので、ご活用ください。

詳しくは、エイジフレンドリー補助金事務センターのホームページ

<https://www.jashcon-age.or.jp> をご確認ください。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱いの廃止について

これまでに厚生労働省から通知された、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡（第1報～第27報、ほか）につきましては、下記の同省ホームページ掲載の令和6年3月19日事務連絡のとおり、令和6年3月31日で廃止されていますので、ご留意ください。

なお、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算、並びにユニットリーダー研修の取り扱いにつきましては、同事務連絡の別添をご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

「事務連絡等更新状況」

- （令和6年3月19日）令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
- （令和6年3月19日）別紙

(4) 利用者への給付費通知の送付終了について

昨年度末にもお知らせしましたが、厚生労働省において、適正化事業の見直しに伴い給付費通知はその役割を果たしたと判断されました。

これを受けて、本市においても給付費通知を終了することとしました。

サービス提供に当たっては、従前より利用者等に対して説明・同意を行っていただくとともに、利用後は領収書等の発行がなされていることと思いますので、引き続き適切なご対応をお願いいたします。

(5) 長寿社会課へのメールの受付内容および宛先アドレス

受付内容	メールアドレス	担当
①事故報告、質問票、ケアプラン点検、短期入所に関する申請、生活援助に関する届出	careplan@city.sasebo.lg.jp	介護保険係 適正化担当
②介護職員等処遇改善加算関連（体制届等を含む）	kaigo@city.sasebo.lg.jp	介護保険係 給付担当
③総合事業、その他の事務一般	chojyu@city.sasebo.lg.jp	各係 各担当